

認証基準設定専門委員会設置要綱

平成 15 年 5 月 28 日 15 健安食第 647 号 食品医薬品安全部長決定
最終改正 平成 20 年 3 月 31 日 19 福保健食第 1679 号 健康安全部長決定

(設置)

第 1 食品衛生自主管理認証制度における認証基準に関する事項を検討するために、「認証基準設定専門委員会（以下「専門委員会」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第 2 専門委員会は、認証基準の設定に関する事項を検討し、その結果を健康安全部長に報告する。

(構成)

第 3 専門委員会は、以下の委員で構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 認証基準設定の対象業種となる食品関係営業者団体の代表
- (3) 東京都及び特別区の食品衛生担当職員

(座長等)

第 4 専門委員会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副座長は、委員のうちから座長が指名する。
- 4 座長は、専門委員会を招集し、会議を主宰する。
- 5 座長は、必要に応じて委員以外の者に対して会議への出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。
- 6 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代行する。
座長及び副座長にともに事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第 5 委員の任期は、就任の日から第 2 の規定により専門委員会での検討結果を健康安全部長に報告するまでとする。ただし、再任を妨げない。

(公開等)

第 6 専門委員会は、原則として公開で行うものとする。

(庶務)

第 7 専門委員会の庶務は福祉保健局健康安全部食品監視課において処理する。

(補則)

第 8 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関して必要な事項は座長が定める。

附則

この要綱は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。